

# 三鷹市重度身体障がい者(児)ショートステイ事業

## 1. 重度身体障がい者(児)ショートステイ事業とは？

重度の身体障がい者(児)を介護する方が一時的に介護できないときや休養を必要とするときなどに、障がい者(児)を施設で保護する事業です。

## 2. 事業の対象者は？

- (1) 18歳以上 65歳未満の身体障害者手帳 1級又は 2級をお持ちの移動困難な方で障害者自立支援法の障害程度区分が 3以上の方。
- (2) 18歳未満の身体障害者手帳 1級又は 2級をお持ちの移動困難な児童で小学生以上の方。

*\* ただし、医療ケアの必要な方はご利用できません。*

## 3. 事業の実施施設は？

三鷹市が、社会福祉法人足立邦栄会の運営する障害者支援施設「みずき」に事業を委託して実施します。定員は 1名です。

## 4. 利用するためには？

利用を希望する方は、まず障がい者支援課障がい者相談係ケースワーカーに相談をし、ショートステイ事業の利用登録申請書をお出し下さい。

次に、登録の決定した方で利用したい日程が決まりましたら、同じく障がい者相談係に予約を入れてください。予約の取れた方は、ショートステイ事業の利用申請書をお出しいただきます。

## 5. 予約の時期は？

ご利用になりたい日程の 2か月前の 1日(土日祝日の場合は最初の市役所営業日)から予約の受付を行います。なお、1日以降でも希望の日程が空いていれば予約はできます。

*例) 7月 20日から利用したいとき⇒5月 1日予約受付開始です。*

## 6. 利用の時間は？

ご利用は 1泊を単位とした利用となり、利用時間は原則として「みずき」の日中活動が終了した時間から翌日の日中活動の開始時間までとなります。

## 7. 送迎は？

原則として、施設への送迎は保護者の方をお願いいたします。

## 8. 連泊して利用するときやお迎えが夕方になるとき等の日中活動は？

日中は、送迎の手配がつけば通常の活動の場（作業所や学校等）へ行くことができますが、手配が困難な時は「みずき」の生活介護事業（18歳以上）又は日中一時支援事業（18歳未満と日曜）の利用をしていただくことになります。このため、それぞれの事業の支給決定を受けておくことが必要となります。決定については障がい者相談係のケースワーカーにお問い合わせ下さい。

\*なお、府中特別支援学校については施設が送迎のサービスを行います。

## 9. 利用の限度は？

原則として、ご利用は1ヶ月に7泊が限度となります。

## 10.費用は？

利用料として市民税課税世帯の方は1日あたり600円の負担があります。市民税非課税世帯・生活保護世帯の方の利用料はありません。

例) 1泊2日で利用したときは、600円×2日で1,200円の利用料となります。

日中活動で「みずき」の生活介護事業又は日中一時支援事業を利用したときは、その費用負担もあります。

\*世帯とは、18歳以上の方はご本人と配偶者、18歳未満の児童は保護者の属する住民票上の世帯をいいます。

この他、食費（朝：270円、昼：650円、夕：600円）等の実費負担があります。

## 11.入浴は？

3日以上連泊をする時は、入浴サービスの利用ができます。

## 12.その他（お願い）

利用申請を出され、利用の決定を受けた方につきましても、緊急で保護を要する方がありましたら、ご利用についてのご相談させていただく場合があります。ご承知おきいただくとともに、その場合はご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

三鷹市 障がい者支援課 障がい者相談係

Tel.0422-45-1151 内線 2656・2657